博士後期課程学生用

「長期履修制度」について

１．制度趣旨

学生が職業を有していること等により，学修時間の制約を受け，標準修業年限で履修が困難な場合，申請に基づき６年を限度として，計画的な履修を認めることができます。

計画的な履修を申請し，履修許可を受けた場合，許可された年限内であれば標準修業年数（３年）分の授業料で修了することが可能です。

２．授業料の取り扱い

長期履修が許可された場合の授業料については原則として「定められた授業料の年額　×標準修業年限（３年）÷　長期履修を許可された年限」により算出された金額を，各年毎に支払うことになります。在学中に授業料の改定が行われた場合は，再計算され，改定時から新授業料が適用されます。

なお，長期履修許可期間終了後も引き続き３年間在籍は可能ですが，その場合は一般の学生と同額の授業料が徴収されます。

【参考：授業料徴収方法】

⑴　標準修業年限（３年）

	１年目	２年目	３年目	―	修了までに要する総額
年額	535,800	535,800	535,800	―	1,607,400

⑵　入学時に長期履修（６年）を申請

	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	修了までに要する総額
年額	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,607,400

⑶　入学時に長期履修（６年）を申請していた者が，１年次終了時に３年短縮した場合

	１年目	２年目	３年目	―	修了までに要する総額
年額	267,900	535,800	535,800	―	1,607,400
差額	267,900	← 変更許可時に徴収。			

(注)上記の金額は令和４年度額につき，在学中を含め，今後変更される場合があります。

３．履修期間について

長期履修期間は最大６年を限度として，下記のとおり「年」単位で取り扱います。

⑴　入学当初からの申請　　：標準修業年限３年のところ，４，５，６年での申請可

⑵　１又は２年次終了時からの申請：長期履修前の期間を含め６年まで申請可

４．長期履修期間の変更等について

相応の理由があると認められる場合，長期履修期間の変更（延長・短縮）ができ，下記のとおり取り扱われます。ただし，履修計画最終年次での申請・変更は出来ません。

⑴　短縮　各年次終了１ヶ月前（最終年次を除き）までに申請し，許可を受け，差額の授業料を納めた上で，翌年次から短縮することが可能です。ただし，標準修業年限未満での短縮修了は認められません。

⑵　延長　各年次終了１ヶ月前（最終年次は除く）までに申請し，許可を受けることで，長期履修前の期間を含め最大６年までの延長が可能です。授業料は標準修業年数（３年）分の授業料となるよう，再計算されます。

５．申請手続き

修業までの見通し等含め，履修計画等指導教員と相談の上「長期履修申請書」，「在職証明書」を大学院係へ提出してください。

「長期履修申請書」等の様式については，合格後に配付します。

不明な点は，大学院係（電話：０９３－８８４－３０５７）までお問い合わせ下さい。